

第7号議案

広域機関システムの開発範囲の変更及び覚書等の締結について (案)

広域機関システムの開発が遅延している現状に鑑み、開発範囲及びスケジュールを見直すこととし、以下のとおり、株式会社日立製作所（以下「日立」という。）と締結している同システムの開発に係る業務委託契約（以下「原契約」という。）の変更等を行う。

1. 原契約の変更

原契約の開発対象機能から遅延している機能を除外し、一旦契約を終了することにより、開発が遅延している機能以外について引き渡しを受けることとする。そのための手続として、別紙1により、日立との間で原契約の変更に係る覚書を締結する。

(覚書概要)

件名	電力広域的運営推進機関システム開発委託契約の委託料及び納期等に関する第2回変更覚書
開発範囲	以下の機能を開発対象から除外する。 ア. 連系線利用計画機能 (1) 年間計画変更（策定後の変更機能） (2) 利用実績管理 (3) 混雑処理（系統起因混雑機能等一部残件） (4) 北本個別処理（直流設備の潮流の段差処理） (5) 南福光個別処理（同上） (6) 北陸フェンス個別処理（月間・年間計画用） (7) 阿南紀北個別処理（同上） (8) 新規容量登録 (9) 長期計画変更 (10) 随時通告変更 (11) マージン可否判定 (12) 一部送電不可 (13) 関中フェンス迂回ルート処理 (14) 複数銘柄共同処理 (15) 北本共同処理 イ. 訓練機能 (1) 応援融通の訓練を実施する機能
検収日 （契約満了日）等	変更前：平成28年3月31日検収、同4月末支払 変更後：平成29年3月31日検収、同4月末支払
契約金額	変更前： 円（税抜） 変更後： 円（税抜）

2. 上記変更に伴う新契約の締結

1. で開発対象から除外した機能のうち、ア. (1)～(7)及びイ. の機能については、別途納期を設定して開発を進めることとし、日立との間で、別紙2により、新たな業務委託契約を締結する。この業務は、当初開発を手掛けた日立以外には実施できず、会計規程第22条(1)(契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき)に該当するため、随意契約とする。

(契約概要)

件名	電力広域的運営推進機関システム継続開発分に関する開発委託契約書
開発範囲	ア. 連系線利用計画機能 (1) 年間計画変更 (策定後の変更機能) (2) 利用実績管理 (3) 混雑処理 (系統起因混雑機能等一部残件) (4) 北本個別処理 (直流設備の潮流の段差処理) (5) 南福光個別処理 (同上) (6) 北陸フェンス個別処理 (月間・年間計画用) (7) 阿南紀北個別処理 (同上) イ. 訓練機能 (1) 応援融通の訓練を実施する機能
契約期間等	契約締結日～平成29年9月29日 (平成29年9月29日検収、同10月末支払)
契約金額	円 (税抜)

以上

【添付資料】

別紙 1：覚書

別紙 2：業務委託契約書